【個人番号・法人番号記載時期　平成29年1月1日以降】

市町村民税　給与支払報告
県民税　特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	

注）特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。

みやき町長　様 令和　　年　　月　　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	個人番号または法人番号		特別徴収義務者指定番号
		名称または氏名		連絡者 課　係 / 氏名 / TEL
		所在地		

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	未徴収税額の徴収方法	1月から退職時までの給与支払額
フリガナ									
氏名	（新姓　　）								
個人番号			円	月分から 月分まで	円	・ ・	1.退職 2.転勤 3.転職 4.休職 5.死亡 6.その他	1.普通徴収（個人納付） 2.一括徴収 3.特別徴収継続	円 控除社会保険料額 円
異動後の現住所									
生年月日	T・S H・R　年　月　日生	整理番号		円					

◎ 転勤等による新しい勤務先において『特別徴収の継続』を希望される場合は、次の欄に記載してください。

給与所得者の新しい勤務先					
フリガナ		月割額　　円を　　月分から徴収するように連絡済です。			
名称					
所在地	〒	TEL		特別徴収義務者指定番号	

◎ 未徴収税額の「徴収方法」について、次の欄にも記載してください。

一括徴収	有・無（○を付けて下さい）				※市町村記入欄
		一括徴収する場合	一括徴収税額　　円を　　月分で納入します。（　月　日納期限分）		
		一括徴収しない場合の理由	6月1日～12月31日に退職等の場合	1. 特別徴収の継続希望のため 2. 本人からの一括徴収の申し出がないため	
			1月1日～4月30日に退職等の場合	1. 特別徴収の継続希望のため 2. 一括徴収すべき残税額〔(ウ)の金額〕を上回る給与・退職手当等がないため	

※　1月1日以降に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。